

鳥栖市監査告示第4号

令和8年2月6日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 教育部 教育総務課
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和7年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	教育部 教育総務課
-------	-----------

【注意・検討を求める事項】

◆補助金等交付事務

○社会教育関係団体等育成補助金について

当該補助金交付要綱に基づく補助対象経費の精査がされていない。

【措置内容】

補助金交付申請・実績報告に係る事業費内訳について詳細に分類し、補助対象経費を精査します。